
定 款

C Channel 株式会社

2014年	7月	1日	会社成立
2022年	9月	5日	改訂
2025年	6月20日		改訂
2026年	6月26日		最終改訂

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、C Channel 株式会社と称し、英文では、C Channel Corporation と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発
2. コンテンツの企画、制作、販売
3. 情報提供サービス事業
4. インターネットにおける動画制作、配信事業
5. 広告事業
6. 通信販売事業
7. 企画、コンサルティング事業
8. タレントマネジメント事業
9. テレビ、映画、舞台等のコンテンツ制作、流通、演出、プロデュース事業
10. 化粧品、衣服、飲食等のプランニング、物品の販売事業
11. 医療機器、医薬品、医薬部外品、健康器具、美容機器及び化粧品の製造、販売及び輸出入
12. 衣類、宝飾品、日用品雑貨等の輸入及び売買
13. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は1億株とする

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、１００株とする。

第９条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
- （２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
- （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第１０条（株主名簿管理人）

- １ 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ２ 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ３ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第１１条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章 株主総会

第１２条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

第１３条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

第１４条（招集権者及び議長）

- １ 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ２ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第１５条（決議の方法）

- １ 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ２ 会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

第１６条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

- １ 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ２ 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、

書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第17条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第18条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

- 1 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

- 1 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 3 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 4 前項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（取締役の任期）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

- 1 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中からその決議によって代表取締役1名を定める。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（招集権者及び議長）

- 1 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議要件）

- 1 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。
- 2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第26条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第30条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第31条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の1第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集通知）

- 1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第36条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第37条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第40条（剰余金の配当の基準日）

- 1 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第41条（配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 12 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条 (監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 12 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。